栄区連会配布資料(1月)

資料No. 1 栄 警 察 署

1 栄区内の刑法犯認知件数(暫定値)

	<u> </u>		令和2年	-	令和元年	ر المراج الم	
		12 月件数	先月末累計	12 月末累計	12 月末累計	対前年比(件)	
≥認	知件数	18	355	373	460		
凶	悪犯	0	1,	1	1		
粗	暴犯	0	14.	14	18		
窃	盗犯	13	271	284	294		
1	曼入盗犯	0	77	77	62	enderstelle en	
	空き巣	0	16	16	29	# 5 m = 1	
L	その他	0	61	- 4 61	. 33	2	
ğ	乗り物盗	3	58	61	79		
ľ	自転車	3	44	47	67	± -2	
	オートバイ	0	12	12	. 10		
	自動車	0	2	2	2		
Į,	F侵入窃盗	10	136	146	153		
	ひったくり	0	0	and the contract of the contra	0		
	部品ねらい	0	9	9	10	and the second of	
ł	車上ねらい	. 1	18	19	15		
	自動販売機ねらい	0	0	0	5		
	その他	9	109	118	133		
印	能犯	3	25	28	64	30	
L	詐欺	3	24	27	61	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	その他	0	1	1.50	3		
	谷犯	1	4	5	18	-10	
その	の他の刑法犯	1	40	41	65	-24	
	占有離脱物横領	1	2	3	. 0		

※ 参考事項

- 〇 凶悪犯 ~ 殺人、強盗、放火など
- 〇 粗暴犯 ~ 暴行、傷害、恐喝、脅迫など
- 〇 窃盗犯
 - ・侵入盗 ~ 空き巣、忍び込み、事務所荒し、金庫破り、出店荒しなど
 - ・ 乗物盗 ~ 自動車、オートバイ、自転車
 - ・ 非侵入盗 ~ ひったくり、すり、置き引き、万引きなど
- 〇 知能犯 ~ 詐欺、横領、通貨偽造など
- 〇 風俗犯 ~ 強制わいせつ、賭博、わいせつ物頒布など
- その他の刑法犯 ~ 占有離脱物横領、住居侵入など

2 刑法犯検挙状況(12月末現在)

	検挙件数	検挙人員	検挙率(%)
刑法犯全体	245	81	65.7%
窃盗犯	191	41	67.3%

3 人身交通事故発生状況(12月末現在)

	件数	対前年比	高齢者関係事故	二輪車関係事故
発生	207	-21	86件	67件
死者	0	-2	0	0
負傷者	237	-27	47人	61人

4 特殊詐欺の認知状況

令和2年12月末の県内の認知(暫定値)

		認知件数	被害金額(約)
		1,775	33億0,765万円
Γ	オレオレ詐欺	415	12億1,461万円
	預貯金詐欺	549	6憶0,316円
	架空料金請求詐欺	112	5憶4,650万円
	融資保証金詐欺	19	1,988万円
	還付金詐欺	135	1憶7,522万円
-	その他の手口	13	9,613万円
	キャッシュカード詐欺盗	532	6億5,815万円

令和2年12月末までの栄区内の認知(暫定値)

	認知件数	被害金額(約)
特殊詐欺総数	28	5,487万円
オレオレ詐欺	10	2,747万円
預貯金詐欺	8	1,382万円
架空料金請求詐欺	2	416万円
融資保証金詐欺	1	1万円
還付金詐欺	0	0
その他の手口	0	0
キャッシュカード詐欺盗	7 .	942万円

5 警察からのお知らせ

(1)40歳代の原付二種による通勤時の事故が多く発生しています。

二輪車の関係する右直事故、高齢者の道路横断中の事故が多く発生しているので注意して下さい。 また、この時期は、日暮れが早くなり、夕暮れ時に事故の多発が予想されるので、前照灯の早めの点 灯で事故防止をお願いします。

自転車が関係する事故も多くなってきています。自転車は車両の仲間です。

自転車が走れる歩道では歩行者優先で車道寄りを走行することになっています。

(2)適切な110番通報の利用をお願いします。

「110番」は、事件や事故が起きた際に、すぐに警察官が駆け付けるための緊急電話です。

ご相談やご要望などは、警察本部の専用相談電話「#9110」にお掛けください。

110番通報の適切な利用へのご理解とご協力をお願いします。

※ 町内別の街頭犯罪等認知件数(暫定値、12月末)

交 番 名	町名	凶悪犯	空き巣	T	自動車盗	オートバ イ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
	桂	 Dr				1盆			2	9	11
	小 菅 ヶ 谷	即丁	}						 		0
	小 菅 ヶ 谷 1 丁	 	· · ·			1	5	<u> </u>	2	21	30
			3					1	-		·
本 郷 台 駅前	小菅ヶ谷 3丁	 					1	'	2	6	10
	小 菅 ヶ 谷 4 丁	 						1	2.	3	6
	小山台 1丁	 	. 1			**		1		2	3
	小山台 2丁	 	· .			············				2	2
		न गि	1						1	1	
			•							7	8
		T T	1							2	2
		hr		- "					2	6	9
		Į.	·····							10	10
•	桂台西 1丁目	-				1	5			5	11
上 郷	桂台西 2丁目			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			1	1	2	3	7
}	桂台南 1丁目	-	-							3	3
}	桂台南 2丁目						,		1	3	4
}	1-1-2					1				6	7
		 	1				·			5	
-	桂 台 中 	+	1				1			4	6
	公田町		1			4	3	1	2	20	31
	笠 間 町									-	0
-	笠 間 1 丁 目		1				3	1			5
笠 間	笠 間 2 丁 目					1	1			4	6
-	笠 間 3 丁 目	 					5	3	1	13	23
-	笠 間 4 丁 目 ———————————————————————————————————								1	- 1	2
	笠 間 5 丁 目	 -				1	1		1	8	11
	田 谷 町	-		·		1	2			1	4
谷 -					1		1			5	7
<u>-</u>	長尾 台 町						2		1	6	9

添貝料								,			
交 番 名	町 名	凶悪犯	空き巣	ひったくり	自動車盗	オートバ イ盗	自転車盗	車上狙い	特殊詐欺	その他	合計
	元 大 橋 1 丁 目							1		2	3
	元 大 橋 2 丁 目						2			2	4
	中 野 町		2					1		8	11
	若 竹 町						1		. 	2	3
元 大 橋	柏陽		,				1				1
	鍛冶ヶ谷 1丁目		•			1	·	1		8	10
	鍛冶ヶ谷 2丁目		1			.=	. 1			2	4
	鍛冶ケ谷町								1	1	.2
元大橋·庄戸	上 郷 町				1		3	1		15	20
上郷庄戸	野七里 1丁目						3		-	6	9
,	野七里 2丁目									2	2
	庄 戸 1丁目									1	1
	庄 戸 2丁目								1		1
	庄 戸 3丁目									1	1
庄 戸	庄 戸 4丁目		•				. •				0
	庄 戸 5丁目				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	-					0
	東上郷町									2	2
	長 倉 町						1		1	1	3
	本 郷 台		1							2	3
	本郷台 2丁目										0
	本郷台 3丁目								1	4	5
豊田	本郷台 4丁目						1	1	1	2	5
	本郷台 5丁目		1						1	1	3
·	飯 島 町		1 .			1	2	4	2	25	35
	長 沼 町		1				1	1	2	5	10
	合 計	1	16	0	2	12	47	19	28	248	373

栄区内の火災・救急状況について

区連会1月定例会議資料 令和3年1月20日 栄 消 防 署

令和2年12月31日現在

火災情報

			栄	区	内	
			火 災	発生状況	況	
	年	別	令和	□2年	令和元年	増△減
	+	ניכ/	11.12月	累計	リイロノレー	妇公顺
	件	数	4	12	13	△ 1
	建	物	1	5	8	△ 3
ılı	林	野	0	0	0	0
火災種	車	両	0	0	1	△ 1
種別	船	舶	0	0	0	0
ניל	航	空機	0	0	0	0
	そ	の他	3	7	4	3
	焼拮	員床面積	0	132	55	77
	3	死 者	0	0	1	Δ 1
損害		焼死等	0	0	1	Δ 1
I		放火自殺	0	0	0	0
	負	傷者	0	1	0	1

		7	黄	浜	市内				
	火 災 発 生 状 況								
:	年	別		令和2年	令和元年	増△減			
	件	数		624	685	△ 61			
	建	物		380	428	△ 48			
ענ	林	野	,	0	1	△ 1			
火災	#	両	i	61	55	6			
種別	船	ì 舶		3	1	2			
ניכ <i>ו</i>	航	; 空機	CTDV	0	0	0			
	そ	の他	ļ	180	200	△ 20			
	焼	員床面積	責	4, 844	6, 672	△ 1,828			
	3	死 者		15	22	△ 7			
損害		焼死	等	12	17	△ 5			
I		放火自	殺	3	5	△ 2			
	負	傷	皆	95	117	△ 22			

	主な	出 火 原	因	
	種別	令和2年	令和元年	増△減
1	たばこ	2	2	0
2	放火	2	1	1
3	マッチ・ライター	1	0	1
4	電灯・電話等の配線	1	1	0
5	ストーブ	1	1	0

	主	な出り	〈 原 因	
	種別	令和2年	令和元年	増△減
1	放火	139	163	△ 24
2	たばこ	100	107	△ 7
3	こんろ	73	83	△ 10
4	電気機器	36	40	△ 4
5	配線器具	29	34	△ 5

※本年数値は速報のため変更する場合があります。

栄区連合町内会別火災発生状況								
豊田地区	2	本郷第三地区	4					
笠間地区	1	上郷西地区	3					
小菅ケ谷地区	1	上郷東地区	1					
本郷中央地区	0	連合未加入	0					
		合 計	12					

【11月中の火災】

- 2日 その他の火災 上之町 店舗外壁に設置されたデジタル電力量計1基及び取付板若干焼損
- 14日 その他の火災 鍛冶ヶ谷二丁目 JR軌道敷地内で軌道敷沿いの枯草焼損
- •17日 その他の火災 飯島町 JR軌道敷地内で軌道敷沿いの枯草焼損

【12月中の火災】

• 17日 建物火災 鍛冶ヶ谷二丁目 共同住宅 石油ストーブ1台焼損及び床面若干焼損

	336		_	
	栄	区	内	
	救	急状況		
年 別	令和	02年	人 和二左	増△減
十 別	11.12月	累計	令和元年	<i>垣</i>
件数	1,076	6,149	6,451	△ 302
急病	765	4,495	4,715	△ 220
交通事故	40	206	251	△ 45
一般負傷	218	1,162	1,173	△ 11
その他	53	286	312	△ 26

横	浜	市内	
	救 急 划	えい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっ	
年 別	令和2年	令和元年	増△減
件 数	194,639	212,395	△ 17, 756
急病	133, 283	146, 207	△ 12, 924
交通事故	8, 742	10, 165	△ 1, 423
一般負傷	36, 244	37, 897	△ 1, 653
その他	16, 370	18, 126	△ 1, 756

※ 本年数値は速報のため、変更する場合があります。

インフォーメーション

令和2年の火災・救急状況について

令和2年の火災件数について、横浜市内全体では624件発生し、一昨年と比較すると61件の減少となりました。その内訳は、建物火災の48件減少が顕著ですが、一方で車両火災は6件増加しました。栄区内での火災は12件発生し、一昨年と比較すると1件の減少となりました。またこの件数は、栄消防署が開設された昭和63年以降で最も少ない値です。区内の火災減少の要因としては、消防署・消防団と地域との連携や、栄区セーフコミュニティでの取組み等により放火や住宅火災の予防が推進されているためと思われます。

令和2年の救急件数について、横浜市内全体では194,639件で、一昨年比17,756件の減少となました。救急件数の減少は栄区内での救急件数は6,149件で、一昨年比302件の減少となりました。救急件数が減少した要因は、感染症拡大防止に伴う「新たな生活様式」が影響しているのではないかと思われます。





令和3年1月20日

栄区自治会・町内会長 様

戸塚税務署長

「戸塚税務署からのお知らせ」掲示のお願い

税務行政につきましては、平素から特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼 申し上げます。

さて、本年も1月半ばを過ぎ、令和2年分の確定申告の時期となりました。 戸塚税務署では、確定申告についての情報を区民の皆様に広く知っていただ くため、別添の「戸塚税務署からのお知らせ」を作成いたしました。

つきましては、お手数ではございますが、自治会・町内会にて掲示いただき ますようお願いいたします。

担当者:戸塚税務署

総務課 前島 洋子

045-863-0011 (内線 204)

戸塚税務署からのお知らせ



【問合せ先】 〒244-8550 戸塚区吉田町 2001 番地 Tel 045 (863) 0011 (代表) ※ お電話は、自動音声に従ってご用件の番号を選択いただくと、担当者がご用件にお答えします。



e-Tax 申告について

~新型コロナウイルス感染防止の観点からもご自宅からの e-Tax をご利用ください~

申告書は、国税庁ホームページで作成・印刷もできます!

STEP

「国税庁ホームページ」ヘアクセス

所得税、消費税及び贈与税の申告書、収支内訳書や青色申告決算書を作成できます。(所得税の申告書については、スマートフォンやタブレット端末でも作成できます。)

スマートフォンはこちら

1 中告書等を作成

画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書等が作成できます。自動計算なので計算誤りがありません。

STEP e-Tax で送信して提出

3 ①マイナンバーカードを使って送信

マイナンバーカード、ICカードリーダライタ又はマイナンバーカード対応のスマートフォンをご用意ください。

② I Dとパスワードで送信

I D・パスワード方式は、事前の届出が必要です。届出をする場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、事前に税務署にお越しください。

無料相談が終了している場合がありますのでご了承ください。

申告書作成会場の開設について

~ 混雑(3密)回避のため**入場整理券**を配付します~

開設期間	会 場	所 在 地	時間
2月16日(火) ~ 3月15日(月) ※ 土、日及び祝日を除きます。(注)	戸塚税務署	戸塚区 吉田町 2001 番地	【受付】 午前 8 時 30 分から <u>午後 4 時まで</u> ※ 会場の混雑回避のために、受付を早めに 締め切る場合があります。 (提出は午後 5 時まで) 【相談】 午前 9 時 15 分から

(注) ただし、2月21日及び2月28日の日曜日は開場します。

- 〇 令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のため に「入場整理券」を配付します。
- 入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願い することもあります。
- 1月18日(月)から4月6日(火)までは、当署の 駐車場は利用できませんので、お車での来署はご遠慮く ださい。
- 公的年金を受給されている方は、上記開設期間の前でも相談を受け付けております。

【案内図】



水道料金の改定について

区連会1月定例会説明資料令和3年1月20日水道局経営企画課

1 趣旨

水道料金を令和3年7月1日から平均で12%引き上げます。なお、下水道使用料の改定はありません。

2 料金改定の概要

1) 新料金表

・令和3年7月1日から適用する新料金表は表1のとおりです。改定前から継続利用のお客さまは、9月以降の検針分から新料金でのご請求となります。

② 口径別料金体系へ移行

・現在は、メーターの口径に関わらず基本料金を一律790円/月としていますが、表1のようにメーターの口径に応じて基本料金を設定します。

田途	及びメー	基本	従量料金(1㎡につき)								
	の口径	料金	1~	9~	11~	21~	31~	51~	101~	301~	1001 m
^	の口圧	させ	8m³	10 m³	20 m³	30 m³	50 m³	100 m³	300 m³	1000 m³	~
	13mm	840円									
	20mm	845円	4円	48円	177円	253円	301円	327円	358円	413	3円
	25mm	850円									
_	40mm	10,150円		25円							
般	50mm	10,500円		20円				329円			
用用	75mm	10,900円			15円			329			
Н	100mm	12,000円			10円				364円	419円	463円
	150mm	30,000円			3	80円					
	200mm	42,000円			2	20円					
	250mm	52,000円		10円							
公别	公衆浴場用 850円						4	2円			•

表1:令和3年7月1日からの新料金表(1か月、税抜)

③ 改定額の目安

4 基本水量の廃止

お客さまの約 99%を占めるメーター口径 13~25 mmの平均使用水量では、111 円 ~235円/月の引き上げとなります(表2)。

メーター	平均	現行料金	新料金	改定額 改定率		お客さまの構成比	
の口径	使用水量	2011174700	#/11/11 <u>ar</u>	以定识	以是平	口径別	合計
13mm	11 m³	1,034円	1,145円	+111円	10.7%	11.9%	
20mm	15 m³	1,666円	1,858円	+192円	11.5%	82.0%	99.4%
25mm	17 m³	1,982円	2,217円	+ 235円	11.9%	5.5%	

表2:平均使用水量における改定額(1か月、税抜)

- •現行は、基本料金に1か月につき8㎡の基本水量を含み、8㎡以内は水量にかかわらず料金は一律としています。今後は、使用した水量に応じて料金をお支払いいただく、公平で分かりやすい料金体系とするため、基本水量は廃止*します。
- ※ 個人福祉減免制度については、引き続き、基本料金の減免を行います。なお、基本水量の廃止に伴い、お使いになる1~8㎡の従量料金についてはお客さまにご負担いただきます。

3 料金改定に関するお問合せ先

【横浜市水道料金改定専用ダイヤル】(令和3年2月1日から令和4年3月31日まで) 電話:849-6128(8:30~17:15、土日祝日を含む毎日)

新型コロナウイルス感染症等の影響により、料金のお支払いが困難な方には、支払い猶予の制度があります。

「①令和3年1月31日まで、②料金改定以外、③支払い猶予、④FAX でのお問合せ」は、水道局お客さまサービスセンター(電話:847-6262 FAX:848-4281)をご案内ください。

4 主な周知スケジュール(予定)

	内容
令和2年12月~	市ウェブサイトに料金改定に関するページを公開中です
令和3年1月	市連会・区連会で水道料金の改定について周知します
2月	お問合せ先として、水道料金改定の専用ダイヤルを開設します 広報よこはま(市版)で水道料金の改定をお知らせします
3~4月	水道メーターの検針時に水道料金の改定に関するリーフレットを全戸配布します 口径 40 mm以上の使用者(約 12,000 件)にダイレクトメールを送付し、希望者 へ個別説明します

担当:水道局経営企画課 大崎、丹羽

電 話:671-3127 FAX:212-1157 メール:su-keieikikaku@city.yokohama.jp



各地区連合町内会長 様

区連会1月定例会資料 令 和 3 年 1 月20日 総 務 課

総務課長

新たな栄区防災啓発ツールの活用及びポスター掲出について(依頼)

栄区では、昨今の災害の多発を受け、区民の防災意識高揚・防災力向上を目的として新 たな防災啓発ツールとして「栄防災ノート」と「栄区防災動画」を作成いたしました。各 地域で、ご活用いただきますようお願いいたします。

また、紹介用のポスター (A4) を作成いたしましたので、可能な範囲で掲示板への掲示 をお願いいたします。

栄防災ノート

(1) 概要

各世帯で災害に備えるために必要な準備や避難行動、避難先、情報の収集方法など についてチェックと書き込みができるノートを作成しました。各ページを記入すると、 オリジナル防災ノートが完成します。発災したときにも携帯しやすい A5 サイズです。



表紙の「あっ!」が目印



内容(全14ページ)

- 備蓄をしよう
- ・家の中の安全を守ろう
- 地域のみんなで助けあおう
- ・防災情報を入手しよう
- ・避難する場所を確認しよう ・家族との連絡方法を決めよう

(2) 配布場所

栄区役所 41 番窓口、栄図書館、地区センター、地域ケアプラザ、コミュニティハウ スなど区内施設に1月下旬より配架します。自治会・町内会等で個別に配布いただけ る場合は、総務課防災担当 (894 - 8312) までご連絡ください。

> 区ホームページで公開しています データのダウンロードはこちら

2 栄区防災動画「さかえのそなえ!」

(1) 概要

災害に備えるためのヒントや基本を講師が解説する栄区防災動画「さかえのそな え!」を作成しました。

「いま考える災害時の避難行動」をテーマとして、改めて確認したい避難行動の基本やコロナ禍での避難行動について紹介しています。



講師 国崎 信江さん(危機管理教育研究所 代表)

生活者の視点で防災・防犯対策問題に取組む危機管理アドバイザー。 子を持つ親として、既存の防災対策マニュアルの問題点を探り、独自 の対策方法を構築。横浜生まれ。

動画のテーマ「いま考える災害時の避難行動」

パート | 避難行動の基本

風水害、地震などそれぞれの避難行動の考え方や防災マップについて解説(約20分)

パート2 コロナ禍での避難行動

コロナ禍での避難行動として「在宅 避難」の考え方と備えについて解説 (約 20 分)



- ・資料や写真を交えてわかりやすく解説
- ・字幕付き

(2) 視聴方法

横浜市 YouTube チャンネルで公開していますので、個人のパソコンやスマートフォンで視聴が可能です。また、各自治会・町内会に DVD※を 1 枚送付いたしますので、防災研修などの際にご活用ください。

※DVD プレイヤーまたは、DVD に対応しているパソコンで視聴することができます。 (YouTube 版の動画の方がより高画質で視聴することができます。)

パート1

パート2

動画の視聴はこちら (二次元コードを読み取って ください)





【お問い合わせ】

栄区総務課防災担当 山口、御所脇電 話:894-8312 FAX:895-2260Eメール:sa-bosai@city.yokohama.jp

コロナ禍で在宅時間が増えている今こそ、我が家の災害対策を見直しませんか? 栄区で作成した2つの新しい防災啓発ツールをご紹介します!

栄防災ノート

各世帯で災害に備えるために必要な準備や避難先、情報の収集方法などについてチェックと書き込 みができるノートを作成しました。各ページを記入すると、オリジナル防災ノートが完成します。



☜ 表紙の「あっ!」が目印!発災時にも携帯しやすいA5サイズです



🗈 各項でチェックや書き込みができます (全14ページ)

【配布場所】 栄区役所(41番窓口) 栄図書館 地区センター 地域ケアプラザ コミュニティハウスなど 区内施設に1月下旬から配架します

栄区防災動画「さかえのそなえ!」

防災のヒントや基本を解説する栄区防災動画「さかえのそなえ!」を作成しました。 「いま考える災害時の避難行動」をテーマとして、改めて確認したい避難行動の基本やコロナ禍での 避難行動について2つのパートに分けて紹介しています。



考え方や防災マップについて解説





【講師】 危機管理教育研究所 代表 国崎 信江さん 生活者の視点で防災・防 犯対策問題に取組む危機 管理アドバイザー

パート2 (約20分)

「コロナ禍での避難行動」

コロナ禍での避難行動として「在宅 避難」の考え方と備えについて解説



読 み取ると再生し ま



区連会1月定例会資料 令和3年1月20日 総務課統計選挙係

令和2年国勢調査の実施状況について(報告)

昨年10月1日を調査期日として実施いたしました令和2年国勢調査につきましては、新型コロナウイルス感染症などの影響により、調査方法等の変更や一部の自治体においては、調査期間を延長するなどの対応を行っていますが、本市においては、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただき、無事予定どおりのスケジュールで実施することができました。

皆様の御協力に対し、厚くお礼申し上げますとともに、本市の実施状況について御報告いたします。

1 回答状况(暫定:国発表値)

11月20日現在【インターネット及び郵送による回答分】

		回答率 (%)				
	インターネット 郵送 合計			インターネット	郵送	合計
栄 区	22, 416	21, 470	43, 886	44. 1	42. 2	86. 3
横浜市	751, 362	627, 130	1, 378, 492	45. 7	38. 1	83.8
神奈川県	1, 774, 119	1, 571, 804	3, 345, 923	44. 6	39. 5	84. 1
全 国	21, 120, 998	23, 559, 152	44, 680, 150	39. 5	44. 1	83.6

※調査員回収分等について集計中のため、最終の回答数・率は変更となります。

2 調査員について

調査員任命数:553名(うち、約9割が自治会・町内会推薦)

- 3 世帯・人口数等の調査結果公表【今後の予定】
 - (1) 男女別人口、世帯数 (速報値): 令和3年6月
 - (2)人口、世帯、住居に関する結果(確報値):令和3年11月

担当 栄区総務課統計選挙係 川村、八木、馬場 電話 (894) 8315

市連会1月定例会説明資料 令和3年1月12日 都市整備局IR推進課

横浜IR(統合型リゾート)について

日頃より自治会町内会の皆様方には横浜市政にご協力賜り、厚く感謝申し上げます。 今月は、以下の3点についてお知らせいたします。

1 IR (統合型リゾート) 事業説明会について(資料1、資料2参照)

横浜イノベーションIRについて、市民の皆様により深く御理解いただくために、 令和3年2月から3月にかけて、事業説明会をオンライン方式で6回開催します。 なお、本説明会は、横浜市内在住・在勤・在学の方を参加対象とします。

【説明会参加方法】

(1) オンライン参加(要事前申込、各回:150人)

Web 会議システム Zoom を使って、事業説明会に参加します。 Zoom を通じて、オンライン上で質疑応答することが可能です。

参加には、事前申込みが必要ですが、応募者多数の場合は希望日のサテライト 会場設置3区の方を優先して抽選で参加者を決定します。

(2) サテライト会場 (要事前申込、各回: 30 人×3 区=90 人)

インターネット環境がない方向けに、区役所や公会堂等の会議室で、事業説明 会をご覧いただくことができます。また、質疑応答など可能です。

参加には、事前申込みが必要ですが、応募者多数の場合は希望日のサテライト会場設置3区の方を優先して抽選で参加者を決定します。

- ※<u>第1回目(2月6日(土))のサテライト会場の設置は中止</u>します。 第2回目以降のサテライト会場の設置については、緊急事態宣言や今後の新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ変更する場合があります。
- (3) ライブ配信視聴(事前申込不要、人数制限なし)

YouTube で事業説明会の模様をライブ配信します。事前申込みは必要ありません。当日お時間があれば、どなたでもご覧いただくことが可能です。

2 横浜イノベーション I R協議会の開催について

特定複合観光施設区域整備法(IR整備法)では、実施方針の策定や民間事業者の 選定等にあたり、県知事や公安委員会との協議が求められています。

本市では、県及び公安委員会等と円滑な連携を図るため、林市長、黒岩県知事、 磯﨑横浜市町内会連合会会長、大崎公安委員会委員長、上野横浜商工会議所会頭、 相原横浜市立大学学長の6名で構成される横浜イノベーションIR協議会を組織し ました。

昨年11月17日、12月21日に同協議会を開催しました。

3 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会の開催について(資料3参照) 本市では、IRの設置運営事業等を行おうとする民間事業者の選定等にあたり、国 の基本方針(案)を踏まえ、公平かつ公正な審査を行うために、「横浜市特定複合観光 施設設置運営事業者選定等委員会」を設置しました。

昨年11月30日、12月14日に同委員会を開催しました。

【参考資料】

- (資料1) 記者発表資料「IR (統合型リゾート) 事業説明会を開催します」
- (資料2) 記者発表資料「「IR (統合型リゾート)事業説明会」の開催方法及び オンライン参加の募集人数を変更します」
- (資料3) 記者発表資料「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会 を開催します」

担当都市整備局IR推進課

TEL 671-4135

FAX 550 - 3869



横浜市記者発表資料

令和2年 12 月 25 日都市整備局IR推進課

IR (統合型リゾート)事業説明会を開催します

横浜IRの取組状況に関する事業説明会を開催します。 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、オンライン形式を中心とし、 事務局(IR推進課)による説明と質疑応答を行います。

1 開催日程等

●=公会堂会議室 ▲=区役所会議室 ■=あーすぷらざ

		日時	参加方法	サ	テライト会	場
				会場1	会場2	会場3
第1回	2月6日(土)	15 時~16 時 30 分	(1)オンライン	都筑 ▲	戸塚 ▲	瀬谷 ▲
第2回	2月12日(金)	19 時~20 時 30 分	参加	青葉 ●	栄 ■	泉 ●
第3回	2月20日(土)	15 時~16 時 30 分	(2)サテライト	鶴見 ●	神奈川●	中●
第4回	2月26日(金)	19 時~20 時 30 分	会場(右記参照)	西	南▲	港南 🔺
第5回	3月7日(日)	15 時~16 時 30 分	(3)ライブ配信	磯子▲	金沢 ●	港北 🔺
第6回	3月14日(日)	15 時~16 時 30 分	視聴	保土ケ谷●	旭▲	緑▲

2 参加方法(申込方法は裏面に記載)

- (1) オンライン参加 (<u>要事前申込</u>、各回抽選 60 人) ご自宅などで Zoom による質疑応答などが可能
- (2) サテライト会場(<u>要事前申込</u>、各会場抽選30人) ※インターネット環境がない方向け 区役所や公会堂等の会議室にて、スクリーンの映像を通じて、質疑応答などが可能
- (3) ライブ配信視聴(事前申込不要、人数制限なし)
 YouTube によるライブ配信で説明会の模様を視聴
 ※公開先のURLについては、今後、以下の本市ホームページ(IR)でお知らせします
 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/jigyosetsumeikai.html



3 主な内容

- (1) 冒頭挨拶(市長によるビデオメッセージ)
- (2) 事務局による事業説明(横浜 I R の取組状況)
- (3) 質疑応答

4 対象者、申込方法等について

- ・本説明会は、市内在住・在勤・在学の人を参加対象として、応募多数の場合は希望日のサテライト会場設置3区の方を優先して抽選します。参加の可否は全員に通知します。
- ・1通につき1人でお申込みください。1通で複数人のお申込みはできません。
- ・<u>お申込みはおひとりにつきオンライン参加1回又はサテライト1会場限りとします。</u>複数日程(オンライン参加)や複数会場(サテライト会場参加)又はオンラインとサテライト両方の参加お申込みはできません。
- ・サテライト会場での参加にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下の方の参加はご遠慮ください。また、当日は会場入場前の検温で発熱(37.5℃以上)が確認された方、マスクを着用していただけない方等はご入場いただけません。あらかじめご了承ください。
 - ✔発熱(37.5℃以上)や体調不良の方
 - ✔2週間以内に、PCR検査で新型コロナウイルス感染症陽性判定された方との濃厚接触がある方
 - ✔そのほか、新型コロナウイルス感染症等にり患している恐れのある方
- ・「2(1)オンライン参加」にあたっては、Webカメラ・マイクの準備やZoomのインストールなど、 パソコン等の環境設定を参加者各自でお願い致します。

・申込受付先

≪WEB申込≫

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/jigyosetsumeikai.html



$\langle FAX \rangle$

045-681-2695 ※FAX申込書は、上記サイトのほか、各区の区政推進課広報相談係で配布予定

- ・申込受付期間 令和3年1月8日(金)9時~1月22日(金)17時まで
- ・申込時必要事項 ①参加希望日(サテライト会場で参加希望の場合は希望会場)
 - ②氏名(フリガナ)
 - ③抽選結果などをお知らせするための連絡先 (Eメール又はFAX、電話番号)
 - ④居住区(または在勤区・在学区)
 - ⑤住所(サテライト会場希望の場合。新型コロナウイルス等感染症拡大防止策として連絡先を把握させていただきます。)
- ・申込に関する問合せ先 受付事務局 電話 045-663-7267

月から金(祝休日や年末年始の休日(12/29~1/3)を除く)9:00~17:00

・その他 車いすでご来場の方はお申込時にお伝えください。

手話通訳は映像画面に表示します。

5 取材について

説明会への取材をご希望される場合は、各回開催日の2開庁日前の17時までに、下記問い合わせ先までご連絡下さい。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、各回の申込状況を踏まえ、取材可能な会場をご案内します。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取材の際は検温・体調確認や、マスクの着用にご協力ください。

お問合せ先

都市整備局IR推進課担当課長

村上 一徳 Tel 045-671-4628

横浜市記者発表資料



令和3年1月8日 都市整備局IR推進課

「IR (統合型リゾート)事業説明会」の開催方法及び オンライン参加の募集人数を変更します

国の緊急事態宣言の発令に伴い、<u>第1回目(2月6日(土))の事業説明会については、サテライト会場の設置を中止し、オンライン形式のみで開催します。</u>また、各回のオンライン参加の募集人数を 60 人から 150 人に変更します。

1 開催日程等(変更後)

●=公会堂会議室 ▲=区役所会議室 ■=あーすぶらざ

		=				
		日時	参加方法	サ	テライト会	場
			(下記2参照)	会場1	会場2	会場3
第1回	2月6日(土)	15 時~16 時 30 分	(1)オンライン	都筑 ▲	戸塚 ▲	瀬谷 ▲
			参加	<u>⇒中止</u>	<u>⇒中止</u>	<u>⇒中止</u>
第2回	2月12日(金)	19 時~20 時 30 分	(2)サテライト	青葉 ●	栄 ■	泉 ●
第3回	2月20日(土)	15 時~16 時 30 分	会場	鶴見 ●	神奈川●	中●
第4回	2月26日(金)	19 時~20 時 30 分	(3)ライブ配信	西	南▲	港南 🔺
第5回	3月7日(日)	15 時~16 時 30 分	視聴	磯子▲	金沢 ●	港北 ▲
第6回	3月14日(日)	15 時~16 時 30 分		保土ケ谷●	旭▲	緑▲

2 参加方法

- (1) オンライン参加 (要事前申込、各回抽選 <u>150 人</u>) ご自宅などで Zoom による質疑応答などが可能
- (2) サテライト会場 (要事前申込、各会場抽選30人) ※インターネット環境がない方向け 区役所や公会堂等の会議室にて、スクリーンの映像を通じて、質疑応答などが可能
- (3) ライブ配信視聴(事前申込不要、人数制限なし)
 YouTube によるライブ配信で説明会の模様を視聴
 ※公開先のURLについては、今後、以下の本市ホームページ(IR)でお知らせします
 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/IR/jigyosetsumeikai.html



3 第1回説明会(2月6日)のサテライト会場に応募された皆さまへのご対応

(1) 開催方法変更のご案内

お申込み時に指定いただいた連絡方法で、サテライト会場設置の中止をお知らせします。

(2) 今後のサテライト会場の取扱いについて

第2回目以降のサテライト会場の取扱いについても、緊急事態宣言や今後の新型コロナウイルスによる感染症の発生状況を踏まえ、変更する場合があります。その際は、上記ホームページでお知らせします。

お問合せ先

横浜市記者発表資料



令和2年 11 月 20 日都市整備局IR推進課

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会を 開催します

IRの設置運営事業等を行おうとする民間事業者の選定等にあたり、国の基本方針(案)を踏まえ、本市では「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会」を設置します。

つきましては、下記のとおり、第1回委員会を開催いたします。

1 開催日時

令和2年11月30日(月) 16時00分から

2 会場

パシフィコ横浜 アネックスホール

3 委員 (敬称略 50 音順)

3 安良 (吸作品 00 日順)		
分野	団体・役職等	
建築	慶應義塾大学理工学部教授	伊香賀 俊治
企業経営	武蔵野大学経営学部教授	ります。 親川 正樹
治安対策	日本大学危機管理学部教授	金山 泰介
経済	(財インド経済研究所理事長	榊原 英資
都市計画	東京工業大学環境・社会理工学院長	中井 検裕
依存症対策	平安病院法人統括院長	平安良雄
観光・MICE・文化	東洋大学国際観光学部教授	古屋 秀樹

4 「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会」について

IRの設置運営事業等を行おうとする民間事業者の選定等にあたり、国の基本方針(案)では、「応募者から提出された提出書類の審査において公平かつ公正な審査を行うために、有識者等により構成される第三者委員会を設置する等、適切な民間事業者の選定体制を構築する必要がある」とされています。

本市では、適切な民間事業者の選定にあたり、より透明性・公平性を確保するため、令和2年第1回市会定例会で、「横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例」を制定しましたので、これに基づき、委員会を開催します。

5 予定されている議題

- 委員長等の選出
- ・民間事業者の募集及び選定に関する事項

6 傍聴について

会議は、原則公開です。ただし、<u>審議内容が公開されると今後の業務に支障をきたすおそれがあ</u>ると判断した場合は、非公開とします。

<u>公開部分のみ傍聴いただけます</u>が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため傍聴者数を制限させていただきます。なお、以下の方の傍聴はご遠慮ください。

- ・発熱 (37.5℃以上) や体調不良の方
- ・2週間以内に、PCR検査で新型コロナウイルス感染症陽性判定された方との濃厚接触がある方
- ・そのほか、新型コロナウイルス感染症等にり患しているおそれのある方

また、<u>当日は会場入場前の検温で発熱(37.5℃以上)が確認された方、マスクを着用していただ</u>けない方等は入場いただけません。あらかじめご了承ください。

傍聴を希望される方は、下記申込フォーム又は FAX でお申し込みください。FAX でお申し込みの場合は、①傍聴希望会議名(横浜 I R事業者選定等委員会)、②氏名(フリガナ)、③連絡先(住所、電話番号、FAX 番号)をご記載ください。なお、定員(10人)を超える場合は抽選を行います。結果については、当選された方のみ通知させていただきます。

※お申し込みはおひとり様1通(1名)限りとし、2通目以降は無効とさせていただきます。 ※手話通訳が必要な方は、申込時にその旨ご記入ください。

傍聴の受付には、以下のものが必要になります。

- ・お送りした傍聴決定通知又はそのコピー等(スマートフォン等で確認できる場合も可。)
- ・傍聴する方のお名前のわかるもの(保険証、免許証等)

なお、傍聴は、ご本人様のみ可能です。傍聴する権利の譲渡や代理での傍聴等は認められません。あらかじめご了承ください。

《申込フォーム》

https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/uketsuke/dform.do?id=1605830582361

《FAX番号》 045-550-3869

《申込期間》

令和2年11月20日(金)から**令和2年11月25日(水)17時(必着)**まで 傍聴いただける方には、令和2年11月27日(金)17時までに通知する予定です。

《お申し込みに関する問合せ先》 都市整備局 I R推進課 045-671-4135(平日 8:30~17:15)

《傍聴にあたっての注意事項》

- (1) 次に掲げる事項に該当する方は傍聴席に入場できません。
 - ① 酒気を帯びている者
 - ② (2) の①~⑥に該当する行為を行う者

- ③ その他、会議場における秩序を乱すおそれがあり、傍聴させることが適当でないと認められる者
- (2) 次に掲げる行為は、会議の妨げになるのでご遠慮ください。以下の行為を行った場合は、退場していただくことがあります。
 - ① 危険物、プラカード、ビラ、旗、のぼり、拡声器、楽器(音の出るもの)、その他会議場内に持ち込むことが適切でないものの持ち込み
 - ② 会議における言動に対して、発言や拍手をする、またはけん騒な行為を行うこと
 - ③ 会議の構成員(委員等)に対して、質問する、または意見を表明すること
 - ④ 写真撮影、録画、録音を行うこと
 - ⑤ 食事または喫煙を行うこと
 - ⑥ その他、会場の秩序を乱す行為、または会議の進行の妨げになる行為を行うこと
- (3) 会場内では、議長または職員の指示に従ってください。指示に従わない場合は、退場を命じる場合があります。退場を命じられた場合は、速やかに退場していただきます。
- (4) 委員会の判断によりますが、一部非公開となる場合があります。

7 取材について

記者席を設けますので、<u>11月27日(金)17時までに、下記問合せ先まで御連絡ください。</u>なお、<u>撮影は冒頭のみ</u>とさせていただきます。また、<u>委員会の判断によりますが、一部非公開と</u>なる場合は、それ以降は取材していただくことができません。あらかじめご了承ください。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、取材の際は傍聴と同様の検温・体調確認や、マスクの着用にご協力ください。

お問合せ先

都市整備局IR推進課担当課長

山﨑 達哉 Tel 045-671-4731

区連会 1 月定例会資料 令和 3 年 1 月 20 日 神奈川中央交通株式会社

中型自動運転バスを使用した実証実験のお知らせ

当社は、経済産業省・国土交通省の事業を受託した国立研究開発法人産業技術総合研究所より「中型自動運転バスによる実証評価」の事業者に選定されたことを受け、以下のとおり自動運転バスの実証実験を行います。

新型コロナウイルスの感染拡大により再び緊急事態宣言が発令されたことを受け、<u>実証実験の</u>開始時期や実施内容が本資料記載の内容から大幅に変更になる可能性がございますので、予めご理解いただきますようお願い致します。

<実証実験概要>

実施期間

2021年2月9日(火)~3月5日(金)

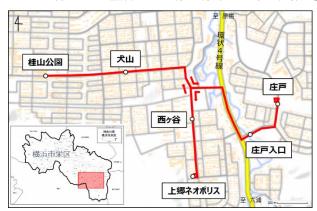
※土日祝日は実証実験を実施しません。

%2月22日(月) \sim 26日(金)は関係者試乗日のため、一般の方のご乗車はできません。

※天候やその他の理由により、実証内容や期間を変更・中止する場合があります。

実施場所

桂山公園バス停⇒庄戸バス停⇒上郷ネオポリスバス停⇒桂山公園バス停 ※ルート全体で10箇所のバス停に停車します(既存路線バス停同位置)。



※2021年2月1日(月)~3月 12日(金)の間、「桂山公園前」 の歩行者信号は、必ず押しボタン を押し、信号が青になったことを ご確認のうえ、渡ってください。

出典:地理院地図をもとに作成

運行車両

いすゞ自動車製中型バス「エルガミオ」をベースとした自動運転実験車両



乗車方法

運賃は無料です。ご希望の乗車時間に直接バス停までお越しください。 各便定員先着 26 名のため、満席によりご乗車いただけない場合があります。 詳しくは別紙のチラシを参照ください。

【問い合わせ先】神奈川中央交通株式会社 バス案内センター 0463-22-8833(平日9:00~17:25)

別紙

盟自動運転パスの

実証実験を実施します

- ※土日祝日は実証実験を実施しません ※2月22日(月)~26日(金)は関
- ※2月22日(月)~26日(金)は関係者試乗日の ため、一般の方はご乗車いただけません
- ※緊急事態宣言や天候等の理由により、実証内容や 期間を変更・中止する場合があります





	桂山公園⇒庄戸⇒上郷ネオポリス⇒桂山公園								
	第1便	第2便	第3便	第4便	第5便	第6便			
桂山公園	9:30	10:30	11:30	13:40	14:40	15:40			
犬山									
庄戸入口									
庄戸		現在調整中							
庄戸入口		少心		可正	ΞT				
西ヶ谷	7	央まり次	マ第、名	トバスイ	亭および	バ			
上郷ネオポリス		神奈	・ 中ホー	- <u>ムペ</u> -	-ジに				
西ヶ谷		_		たしまる					
犬山		,	-J +- ∕/ ∨ ·	, 200.					
桂山公園									
備考	※記載バ	ス停以外には	停車いたしま	せん。					

本実証実験は、経済産業省・ 国土交通省の事業を受託した 国立研究開発法人産業技術 総合研究所より神奈川中央 交通がバス運行事業者に選定 され、実施いたします。

自動運転バスは移動手段の 確保や事故防止、運転士不足の 解消などにつながると期待されて いることから、本実証実験を通じて 自動運転バスの運行に関する 知見を蓄積してまいります。



一般の路線バスと区別するため、以下の位置にお並びいただき、バスの到着をお待ちください。なお、感染症対策のため、間隔をあけてお並びだださい。



<桂山公園> 桂山公園バス停付近の 係員の指示に従ってお並 びください。



<上郷ネオポリス> 野七里テラス内に設置されたディ スプレイにて空席情報をご確認い ただき、野七里テラス前の交通標 識を先頭にお並びください。

■ 乗車方法

乗車される際

- 運転席横の画面をご覧いただき、認証画面を確認をしてから車内へお進みください。
- ・乗車後は安全のため、必ず座席にお座りください。
- ※満席(定員26名)の場合は、ご乗車いただけません。

降車される際

- お降りの方がいらっしゃらない場合も、バス停では必ず停車いたします。
- バスが停車し、扉が開いてから席をお立ちください。
- ・ 降車時は、中扉横の画面をご覧いただき、認証画面の乗車記録をご確認の上、お降りください。
- 車内でのアンケートのご協力をお願いいたします。

■ 同意事項

以下、すべての項目に同意していただける方に限り、本実証実験にご参加いただけます。

1. 遵守事項

本実証実験(以下、本実証)に参加される方(以下、参加者)には、以下の全ての事項を遵守していただきます。

【ご参加にあたって】

- (1) 参加者は自動運転バスに無料でご乗車いただけます。ただし、本実証の参加に付随して発生する費用は各参加者の自己負担とさせていただきます(例: ご自宅から自動運転バス乗車バス停まで移動する際に発生する費用等)。
- (2) 本実証への参加は先着順となります。また、満席(定員26名)の場合ご参加いただけません。
- (3) 降車時に参加者ごとの乗車バス停を表示する顔認証の実証実験※1を行いますのでご理解ください。
- (4) 本実証の記録と分析のため、ドライブレコーダー等で車内外の映像を録画させていただくことがあります。
- (5)参加者はアンケート調査※2に是非ご協力ください。
- (6) 自動運転バス車内では、車内事故防止のため、必ず座席にご着席ください。
- (7)新型コロナウイルス感染予防のため、本実証参加前のご自身での検温、乗車時のマスク着用や咳エチケット等感染予防対策にご協力 ください(車内入口には、手指消毒用アルコールを設置しております)。
- (8) 本実証に関するSNSへの投稿は特に制限ありませんが、他の参加者へのご配慮をお願いいたします。
- (9)実験車両の構造上、車いすやベビーカー、幼児単独(6歳未満の保護者を伴わない)での参加はご遠慮ください。
- (10)参加者は各バス停にて自由に乗降でき、本実証を途中で辞退する場合は次のバス停で降車可能です。

【禁止事項】

- (11) 本実証においては、緊急時を含め係員の指示や誘導に従ってください。係員の指示に従わない場合には、本実証への参加をお断りいたします。
- (12)以下に該当する場合、本実証への参加をお断りさせていただきます。
 - a. 酒気を帯びていると認められるとき
 - b. 麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき
 - c. 暴力団関係団体の関係者又はその他の反社会的組織に属している者であると認められるとき
 - d. 新型コロナウイルス感染予防のため、倦怠感や咳等の体調不良がある場合
- (13)乗車中の飲食はおやめください。
- ※1 顔の特徴点のデータから参加者の乗車バス停と降車バス停を照合し、乗車区間の把握に活用します。個人情報保護の観点から取得した顔の特徴点データは当日限りの利用とし外部サーバーへの保存は行いません。
- ※2 アンケートで得られたデータは、個人情報保護の観点から第三者が閲覧することができない状態で保管し、アンケート用紙は集計後廃棄いたします。

2. 免責事項

- (1) 本実証は、事前の告知や同意なく中止や期間を短縮することがあります。
- (2) 出発時刻及び到着時刻は保証いたしません。走行ルートや乗車/降車場所を変更することがあります。
- (3) 故意の危険な乗車行為が発生した場合、一切の責任を負いかねますことをあらかじめご了承ください。



栄区連合町内会1月定例会資料 令和3年1月20日 栄区区政推進課

セカンドキャリア支援事業アンケート調査の集計結果について

令和2年9月に実施したセカンドキャリア支援事業アンケート調査について、ご協力いた だきありがとうございました。集計結果がまとまりましたので、主な項目について報告しま す。

なお、調査結果は今後の事業検討に活用していきます。

1 調査の概要

■対象者:住民基本台帳から無作為抽出した栄区在住の40歳以上の男女1,500人

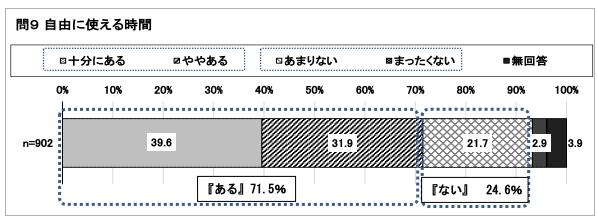
■調査期間:令和2年9月1日~9月18日

■調査方法:郵送 ■設問数:20 問 ■回答者数:902 件(回収率 60.1%)

2 集計結果の概要

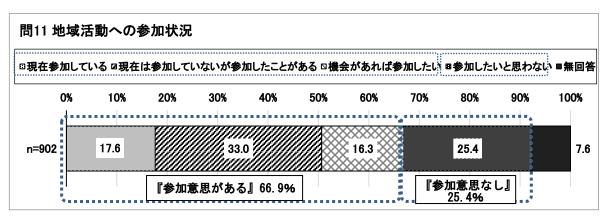
(1) 自由に使える時間:7割強が自由に使える時間がある

就労や育児、介護、通院等以外に自由に使える時間について、「十分にある」「ややある」を合わせた『ある』が71.5%、「あまりない」「まったくない」を合わせた『ない』が24.6%となっており、約7割が自由に使える時間があると回答しています。



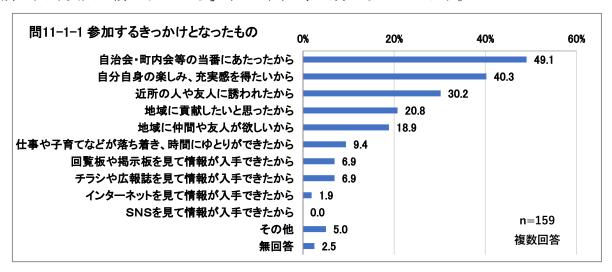
(2) 地域活動への参加状況: 7割近くが地域活動への参加意思がある

地域活動への参加について、「現在参加している」「現在は参加していないが参加したことがある」「機会があれば参加したい」を合わせた『参加意思がある』が 66.9%となっており、約7割が地域活動の参加経験または参加意思があると回答しています。



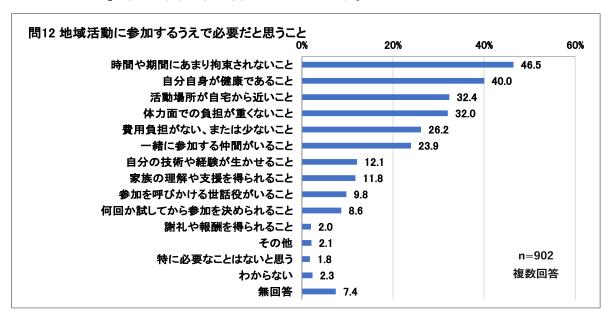
(3) 参加するきっかけとなったもの: <u>最も多いきっかけは「自治会・町内会等の当番にあたっ</u>たから」

「現在参加している」方の参加するきっかけは、「自治会・町内会等の当番にあたったから」が 49.1%で最も多く、次いで「自分自身の楽しみ、充実感を得たいから」(40.3%)、「近所の人や友人に誘われたから」(30.2%)等の順になっています。



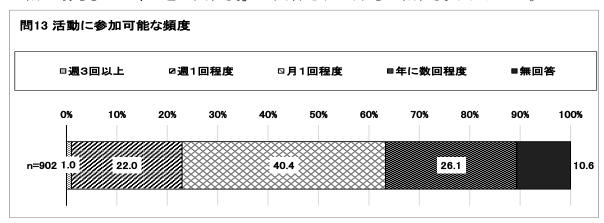
(4) 地域活動に参加するうえで必要だと思うこと:<u>最も多いのは「時間や期間にあまり拘束</u> されないこと」

地域活動に参加するうえで必要だと思うことは、「時間や期間にあまり拘束されないこと」が 46.5%で最も多く、次いで「自分自身が健康であること」(40.0%)、「活動場所が自宅から近いこと」(32.4%)等の順になっています。



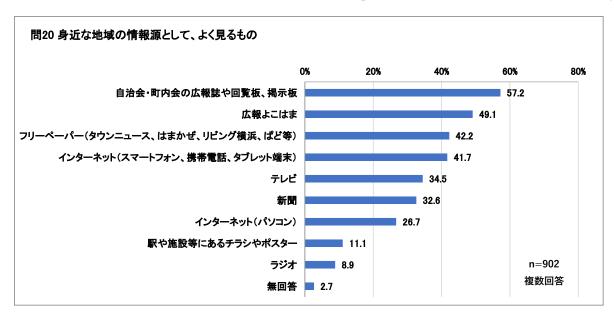
(5) 興味や関心がある活動を新たに知った際、参加可能な頻度: 4割が「月1回程度」

興味や関心がある活動を新たに知った際、参加可能な頻度について、「月1回程度」が 4割と最も多いが、「週1回程度」と回答された方も2割程度ありました。



(6) 身近な地域の情報源としてよく見るもの:最もよく見るのは「自治会・町内会の広報誌や 回覧板、掲示板」

身近な地域の情報源としてよく見るものについては、「自治会・町内会の広報誌や回覧板、掲示板」が57.2%で最も多く、次いで「広報よこはま」49.1%、「フリーペーパー(タウンニュース、はまかぜ、リビング横浜、ぱど等)」(42.2%)等の順となっています。



【担当】区政推進課企画調整係 高木、鋤柄

電 話: 894-8161 / FAX: 894-9127 メール: sa-kikaku@city. yokohama. jp



区連会1月定例会資料令和3年1月20日栄区区政推進課

令和2年度 セーフコミュニティアンケート結果(速報値)について

令和2年 11 月に実施した栄区セーフコミュニティアンケート調査について、主な項目の速報値をお知らせいたします。その他設問の集計結果を含む確定値については、2月定例会での報告を予定しています。

1 調査の概要

■調査対象: 栄区内に居住する20歳以上の方1,500人(住民基本台帳からの無作為抽出)

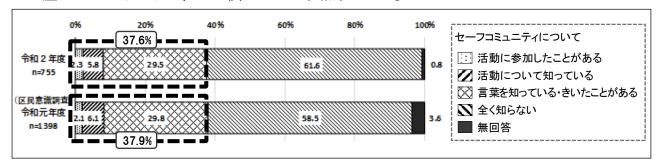
■調査期間:令和2年11月4日(水)~ 25日(水)

■調査方法:郵送配布·郵送回収 ■回答数:755 (回答率 50.3%)

2 集計結果概要

■セーフコミュニティの認知度

「活動に参加したことがある」、「活動について知っている」、「言葉を知っている・きいたことがある」という回答を合計した**認知度は37.6%**でした。昨年度の栄区民意識調査の37.9%との差は0.3 ポイントで、ほぼ横ばいという結果でした。

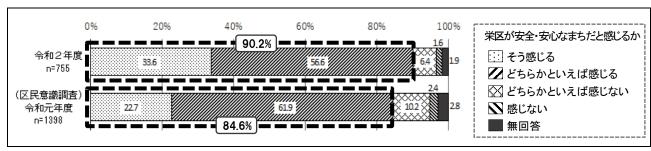


(参考:認知度の推移)

H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2
11.3%	21.9%	19.9%	40.9%	38.1%	34.8%	37.9%	37.6%

■「安全・安心なまち」だという実感

栄区が安全・安心なまちだと感じるかどうかについて「そう感じる」、「どちらかといえば感じる」と回答した方の合計は 90.2% となり、昨年度の栄区民意識調査の 84.6%を 5.6 ポイント上回る結果となりました。



区連会1月定例会資料 令和3年1月20日 栄 区 福 祉 保 健 課

横浜市内の新型コロナ陽性患者の発生状況等について

陽性患者の状況【令和3年1月7日時点】

単位:人

合計人数	無症状	軽症	中等症	重症	調査中	死亡	退院等	その他
11,330	192	1, 411	8 3	2 9	160	1 5 2	8, 927	3 7 6
総件数に占める 割合⇒	1. 7%	12. 5%	0. 7%	0.3%	1.4%	1.3%	78.8%	3.3%

2 区別発生状況(患者住所地) 【令和3年1月8日発表分まで】

単位:人

合計人数	11, 330			市外	570
鶴見区	863	保土ケ谷区	558	青葉区	850
神奈川区	748	旭区	579	都筑区	517
西区	429	磯子区	478	戸塚区	644
中 区	897	金沢区	437	栄 区	179
南 区	996	港北区	1,090	泉区	273
港南区	622	緑区	381	瀬谷区	219

1.6%

※ 新型コロナに関する最新情報は、横浜市や厚生労働省のホームページでご確認ください。

https://www.city.yokohama.lg.jp/ 横浜市

厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#Q&A

《 栄区からのお願い ~ 楽しいひと時をつらい思い出にしないために ~ 》

栄区内でも昨年末頃から患者が急増しています。

年末年始の友人・知人、親族との**会食 (店舗だけでなく、個人の家でも)の場で**感染が広がったり、濃厚接 触者として自宅待機になったり、家庭内感染につながったりという事例がみられます。

楽しいひと時をつらい思い出にしないためにも、感染予防対策をお願いします。



飲食は 少人数・短時間で 席は斜め向かいにして距離 をとりましょう



マスクをつけましょう



カラオケや合唱などでも 車の中でもマスクをつけ 会話は少なめにしましょ



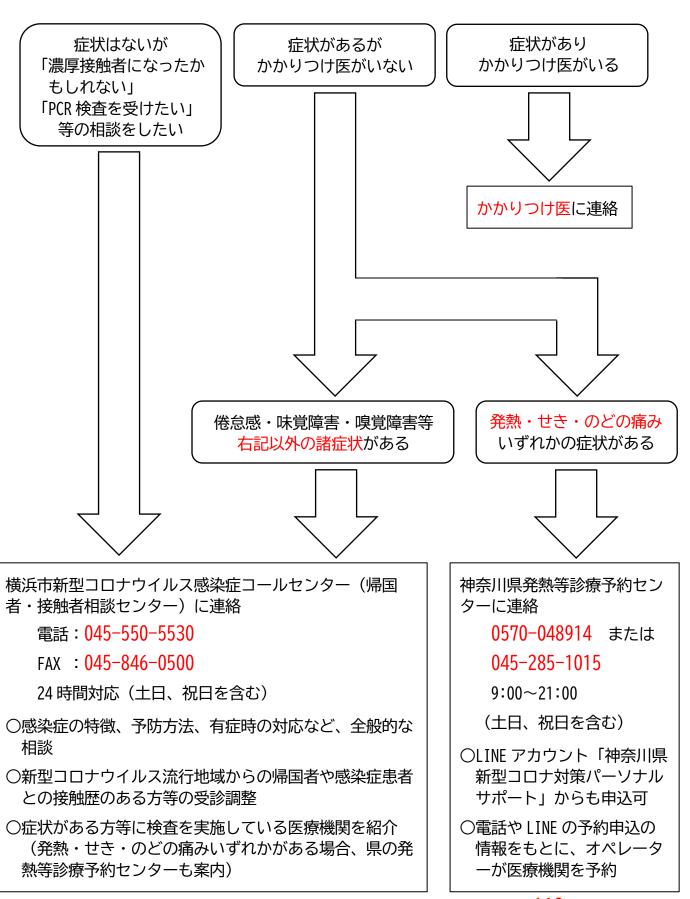
休憩室や喫煙などでも 1m 以上の距離をとりましょう

新型コロナウイルス感染症は飛沫(くしゃみ・せき・つばなど)で感染します

話すとき、歌うとき(=飛沫が飛ぶとき)はマスクを着けて、距離をとって

横浜市新型コロナウイルス感染症に関する相談のご案内

令和2(2020)年12月1日(火) 9:00 から



※上記に関わらず(特に夜間・休日)症状が重い、徐々に悪化している等緊急時は 119 (救急車を依頼)

自治会町内会長 各位

市連会 1 月定例会説明資料 令 和 3 年 1 月 12 日 健 康 福 祉 局 健 康 安 全 課

新型コロナウイルス啓発ポスター改訂について (依頼)

新春の候 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から、横浜市政の推進に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年2月に、新型コロナウイルス感染症についての予防方法と相談窓口をお知らせするため、貴自治会町内会掲示板にポスターを配布し掲示をしていただいているところですが、12月から相談体制が変更になったことや、ポスターの老朽化に関するご相談を受け、改訂をおこないました。

つきましては、直近の情報を市民の皆様に広く周知させていただきたく、貴 自治会町内会掲示板に掲出されているものについて、張り替えをお願いいたし ます。

1 依頼事項

別添「新型コロナウイルス感染症には基本的な感染予防対策が有効です(風邪のような症状で受診の際は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談してください)」ポスター(A4サイズ、片面)について、必要に応じ貼り替えをお願いします。

2 改訂の概要

- (1) イラストの一部を「バランスよい食事」から「3 密を避ける」に変更
- (2) 市コールセンターの相談体制の変更を反映(24時間受付・相談の範囲)
- (3) 県発熱等診療予約センターを追記

旧 改訂後





3 ポスター送付時期

1月区連会での説明後、各自治会・町内会あて送付させていただきます。

担当:健康福祉局健康安全課 柏村・渡辺 TEL:671-2445

FAX: 664-7296



資料No. 13

区連会1月定例会資料 令和3年1月20日 福祉保健課

各自治会町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

「栄区緊急時医療情報キット」の配付について(依頼)

栄区では、平成23年2月より、病気や災害等の緊急時に備え、医療情報や緊急連絡先の記入・保管ができる「栄区緊急時医療情報キット」を作成し、区役所・地域ケアプラザの窓口で無料配付するとともに、民生委員の訪問時にも配付しています。

このたび、部分的に改訂しましたので、改めて周知いたします。

1 配付対象者

区内在住で以下に該当し、配布を希望する世帯。 (無料:1世帯につき、1本)

- (1) 高齢者(65歳以上)
- (2) 障害者(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人)
- ※1 外国人や認知症の方など、緊急時の情報伝達が困難でキットが必要な方のいる世帯も お渡しします。
- ※2 上記の配布対象に該当しない方でも、情報シートをダウンロードして、記載し保管することも可能です。

2 配付場所

- (1) 区役所福祉保健課
- (2) 地域ケアプラザ
- (3) 民生委員による訪問活動にて配付

3 改訂内容

(1) デザインの変更

救急隊等が緊急時に発見しやすくなるよう、デザインを改訂しました。

(2) ウェブページの開設(情報シートの掲載)

適切な救急医療につなげるため、情報シートの更新が速やかに行えるよう、ウェブページを開設し、情報シートのダウンロードが可能になりました。

インターネットから、栄区緊急時医療情報キットウェブページ を検索し、ご覧いただけます。

QRコードまたは、

栄区 緊急時医療情報キット

〔検索〕 からアクセスできます。



4 依頼事項

「栄区緊急時医療情報キット」の配付について、周知をお願いします。

担当 福祉保健課事業企画担当 野本、藤森 電話 894-6917 FAX 895-1759 メールアドレス sa-fukuho@city.yokohama.jp

もしもの時に備えましょう!

党の緊急時医療情報キット

栄区では、「緊急時医療情報キット」を冷蔵庫に保管し、救急搬送時 や災害時に備える取組みを進めています。ぜひご活用ください!

<ステップ1>キットの準備

- ・かかりつけ医、服薬などの医療情報や、 緊急連絡先を書いた情報シートを本票と一緒に 容器に入れます。
- ・ 容器を冷蔵庫に入れて保管します。



- 救急搬送、災害時に冷蔵庫の中に保管されている 容器をすぐに確認できます。
- 円滑な情報収集が可能になります。





- 緊急時に適切で迅速な対応につながります。
- 緊急連絡先への連絡がスムーズになります。



A:あらかじめ、かかりつけ医や服薬内容などの 医療情報を記入し、冷蔵庫に保管しておくことで、 緊急時に迅速な対応を受けやすくするためのキッ ト(容器)です。

Q:なぜ冷蔵庫 に保管するの?

Q:緊急時医療

情報キット

とは?

A:冷蔵庫が、ほとんどのお宅の台所にあり、 キットがどこにあるのかすぐに分かるからです。 キットは緊急時、すぐに探し出す必要があり、そ の場所として最適なのが冷蔵庫です。

Q:どこで受け 取れるの?

A:お近くの地域ケアプラザ(地域包括支援センター)及び、栄区役所で配布しています。

Q: どんな人が 対象? A:区内在住で高齢者(65歳以上)・障害者(身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人)がいる世帯。(1世帯につき、1本)※外国人や認知症の方など、緊急時の情報伝達が困難でキットが必要な方のいる世帯へもお渡しします。

教無聽送時心災書時に備 時医療情報 14 ON ME N 10 ※容器の大きさは500ml

※容器の大きさは500m のペットボトルと 同程度です。

キットをご使用前に、よくお読み下さい



I 配布するキットの内容

- ①容器 (ボトル)
- ②栄区緊急時医療情報キット 案内(本票)
- ③情報シート/情報シート記入見本
- ④ステッカー3枚

(ボトルキャップ・冷蔵庫・玄関裏用 各1枚)





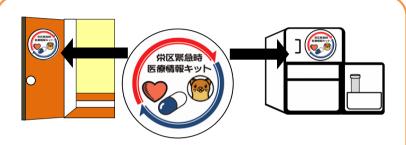


2 キットの保管方法



キットは常時、冷蔵庫に保管して ください。

また、発見しやすいよう、冷蔵庫のドアポケットに立てるなど、見やすい場所に保管してください。



キットが冷蔵庫に入っていることを知らせるため、 ステッカーを玄関ドアの内側と冷蔵庫の扉に貼り付けて ください。

3 注意事項

- 適切な救急医療につなげるため、情報シートの内容に変更がでた場合は、更新をお願いします※。
- 救急隊や医療機関等が救急活動に必要と判断した場合に活用します。
- 状況によっては、かかりつけ医療機関に搬送できない場合があります。
- 玄関ドアの内側にステッカーが貼られている場合は、本人の同意を得ることなく、冷蔵庫を開けて キットを取り出す場合があります。
- 容器の中に現金、貴重品等を入れないでください。
- ※ 情報シートは、お近くの地域ケアプラザ(地域包括支援センター)及び栄区役所、 または、ウェブページからもダウンロードできます。 ____



栄区 緊急時医療情報キット



(Q

Rコード) **| 直接**が

4 配布先(事業に関するお問い合わせは、栄区役所 福祉保健課 までご連絡下さい。)

栄区役所 福祉保健課 TFI:894-6962 FAX: 895-1759 TEL:864-5144 FAX: 864-5904 豊田地域ケアプラザ 笠間地域ケアプラザ TEL:890-0800 FAX:890-0864 小菅ケ谷地域ケアプラザ FAX: 896-0472 TEL:896-0471 桂台地域ケアプラザ TEL:897-1111 FAX: 897-1119 中野地域ケアプラザ TEL:896-0711 FAX:896-0713 野七里地域ケアプラザ TEL:890-5331 FAX: 890-5332



資料No. 14

区連会1月定例会資料 令和3年1月20日 福祉保健課

各自治会町内会 会長 様

栄区福祉保健課長

講演会「大災害! 困る人をできるだけ減らせるように ~いざというときのために、私たちができること~」の動画配信について(依頼)

発災時における災害時要援護者への支援や日頃からの地域の見守り活動について、意識や理解を深めることを目的に、講演会を動画配信形式により、実施します。

自治会町内会の皆様には、お忙しいなか恐れ入りますが、是非ご覧くださいますようお願いいたします。

1 配信期間

令和3年2月~6月

2 視聴方法

インターネットから、栄区災害時要援護者支援事業ウェブページを検索し、 ご覧いただけます。

QRコードまたは、

栄区 災害時要援護者支援

〔検索〕 からアクセスできます。



3 対象

- (1) 自治会町内会において災害時要援護者支援の取組に従事している方
- (2) 地域防災や地域の見守り活動について興味のある方

4 内容

地域防災の支援に携わっている経験から、被災地での事例等を取り入れながら、地域ぐるみで災害に備え、災害時要援護者支援に取り組むための「ヒント」を動画でお伝えします。

<構成>(合計60分程度)

- 1 防災の基本を確認しよう(約20分)
- 2 災害時要援護者とは~そして、実際におきた問題~(約20分)
- 3 災害時要援護者支援について~要援護者が生きていくために、必要な活動~ (約20分)
- ※ 動画は上記3つに分かれていますので、お時間のあるときに、1つずつご覧いただくことも 可能です。

<講師>

NPO法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード副代表理事 高橋 洋 氏

5 依頼事項

本講演の動画配信について、周知をお願いします。

担当 福祉保健課事業企画担当 大野、藤森 電話 894-6962 FAX 895-1759 メールアドレス sa-youengo@city.yokohama.jp

大災害! 困る人をできるだけ減らせるように

~いざというときのために、私たちができること~

みんなで 日頃から災害 に備えてでき ることを考え よう! 地震などの災害が発生したとき、身を守るためには、一人ひとりの事前の備えはもちろん、地域住民同士の助けあいが重要です。

地域には、介護の必要な方や障害のある方、乳幼児や妊産婦など、発災時に何らかの支援が必要な人たち(災害時要援護者)が暮らしています。

地域ぐるみで災害に備え、災害時要援護者支援に取り組むための「ヒント」を動画でお伝えします。

自治会・町内会の会合やご家族と、いつでも気軽にご覧いただけます。

配信期間

令和3年2月~6月

視聴方法

インターネットから、

栄区災害時要援護者支援事業ウェブページ を検索し、ご覧いただけます。

QRコード または、

栄区 災害時要援護者支援

検 索 からアクセスできます!



講師(出演)



高橋 洋 氏

N P O法人災害福祉広域支援ネットワーク・サンダーバード副代表理事 1976 年練馬区に就職(建築、福祉、防災、都市整備等に従事) 1997 年 4 月から 2006 年 3 月まで防災課係長として合計 9 年在職

全国の社会福祉法人・介護事業者等職員の防災教育に従事自治体、自主防災組織などでの講演や防災関係著書 多数

お問合せ先

栄区役所福祉保健課 事業企画担当

☎ 894-6962 (平日:8時45分~17時まで)

市連会1月定例会資料 令和3年1月12日 市民局地域活動推進課

令和2年度 横浜市自治会町内会長永年在職者表彰式の中止について

横浜市では、地域住民のリーダーとして永年にわたり地域社会の振興にご尽力いた だいている皆様に、感謝の意を表し、市長から顕彰させていただいております。

例年であれば2月に表彰式を開催しているところですが、残念ながら今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、式典は中止とさせていただくことになりました。

- 1 受賞者への連絡について 受賞者の皆様には、12月中旬に書面をお送りし、お知らせしております。
- 2 表彰状及び記念品について 表彰状及び記念品のお渡しの仕方については、後日、改めて受賞者の皆様にご連絡いたします。

担当:市民局地域活動推進課 中野·熊谷

電話 671-2317 FAX 664-0734



令和2年度 栄区自治会・町内会長永年在職者表彰式の中止について

日頃から市政及び区政の推進並びに地域社会の発展につきまして、格段のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、永きにわたり自治会・町内会長として、地域の発展のためにご尽力いただいている 方々を表彰する栄区自治会・町内会長永年在職者表彰式について、令和3年3月5日に実施す る予定でしたが、このたび、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、式典は中止とさ せていただくことになりました。

1 表彰状・記念品のお渡しについて 表彰状及び記念品のお渡しの仕方については、後日、改めて受賞者の皆様にご連絡いたします。

2 永年在職被表彰者

表彰対象	自治会•町内会名	お名前	
市長表彰状(在職20年)	小菅ヶ谷西谷戸町内会	三橋 清二 様	
市長表彰状(在職15年)	笠間田立町内会	岡田 忠男 様	
市長感謝状(在職10年)	市営小菅ヶ谷第2住宅自治会	関根 佐代子 様	
	上郷東連合町会	芦川弘様	
区長感謝状(在職5年)	ガーデンアソシエ自治会	指田 弘 様	
<u> </u>	本郷富士見ヶ丘自治会	末村 高志 様	
	元大橋町内会	米澤 宏一 様	

担当: 栄区地域振興課 石塚、武内

電話:894-8391 FAX:894-3099 Eメール sa-chishin@city.yokohama.jp

市連会 1 月定例会説明資料 令 和 3 年 1 月 1 2 日 市 民 局 地 域 活 動 推 進 課

コロナ禍における地域活動推進費の活用事例について(情報提供)

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、当初計画していたとおりに活動ができない自治会町内会が多いかと思われます。

そこで、できなかった活動とこの状況だからこそできた活動事例を各区からお聞き し、まとめましたので情報提供いたします。

(1) コロナ禍でできなかった活動

- ・定例会などの会合
- ・盆踊り、お祭り
- 運動会
- 防災訓練
- ・コンサート
- 研修会、研修旅行
- ・地域イベント(みかん狩り、遠足等)
- 敬老会

- ・餅つき大会
- 清掃活動
- 防犯活動
- グラウンドゴルフ大会
- ・ 高齢者の居場所づくり
- 配食サービス
- マラソン大会

(2) 上記の代わりに地域活動推進費を活用したもの

感染対策

- ・網戸サッシ新規設置(換気用)
- 消毒液
- ・マスク
- アクリルパネル
- 防護服
- 体温計(使用しない期間は小学校に貸与)

防災関係

- ・防災用品の購入(タブレット、ポータブル 蓄電池、簡易トイレ、ソーラーパネル、備 蓄品、発電機、防災無線機、各家庭配付用 ヘルメット)
- ・地区独自の防災マニュアル(全戸配布用)

備品関係

- ごみ集積所のリニューアル (ごみネット購入、清掃用具の一新)
- テントの買い替え
- 会館備品購入(机、椅子等)
- ・防犯カメラ購入
- 小型物置
- 掲示板修繕
- PC 用会計ソフト
- 行事用備品(運動会等)
- •屋内外で使用可能な音響備品
- ・神輿の修理(会所有)
- ・防犯用腕章、帽子、ベスト購入
- 空気清浄機
- ・除菌機能付き冷房

ICT 関連

- ・町内会用パソコン
- パソコン教室
- ・Web 会議用カメラ、モニター等の購入

行事関係

- ・まちのイルミネーションイベント
- ・見守りを兼ねた戸別訪問時に配付する記念品
- 少人数ウォークイベント
- ・町内会会員アンケート経費

会館関係

- ・ 会館耐震診断の実施
- ・ 会館の修繕

※地域活動推進費の活用は、自治会町内会のみなさまでご相談いただき、適切に執行 していただくようお願いいたします。

> 担当:市民局地域活動推進課 TEL 045-671-2317

令和3年1月12日 市民局地域活動推進課

各自治会町内会長 様

新型コロナウイルス感染症の拡大防止について

日頃より市政・区政に御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、感 染対策を行いながらの地域活動にご尽力いただき重ねて御礼申し上げます。

1月7日、国から緊急事態宣言が発令され、緊急事態措置を実施すべき区域の1つに神奈川県が指定されました。今回の発令により、外出自粛が要請されています。 改めて感染拡大防止にご協力くださいますようお願いいたします。

今後も横浜市のホームページで最新の情報を発信するなど、必要な情報提供に努めてまいります。

1 添付書類

- ・横浜市自治会町内会ホームページ(令和3年1月8日更新)
- ・横浜市新型コロナウイルス対策本部会議における市長コメント(令和3年1月7日)

2 横浜市ホームページについて

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報

https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/koho-kocho/koho/topics/covid-19/



横浜市コロナ情報

(2) 自治会町内会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた情報提供について

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/korona_jichikai.html



横浜市自治会HP

【担当】横浜市市民局地域活動推進課 〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 電話 671-2317 FAX 664-0734



·**(**)

P_B

4

?

Í

Language サイトマップ よくある質問 コールセンター

本書与し・総合
は、中央票などの手続き

観光・イベント

事業者向け情報 入札情報、産業振興な

→ 市の情報・計画

→ 市の施策・取組

防災・救急・防犯 住まい・暮らし 戸籍・税・保険 子育て・教育 健康・医療 福祉・介護 市民協働・学び まちづくり・環境

<u>トップページ</u> > 暮らし・総合 > 市民協働・学び > 市民と行政の協働 > 自治会町内会 > 自治会町内会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた情報提供について

自治会町内会における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた情報 提供について

最終更新日 2021年1月8日

印刷する

自治会町内会の皆様へ

1月7日、国は緊急事態宣言を出し、緊急事態措置を実施すべき区域の1つに神奈川県が指定されました。今回の発令により、外出自粛が要請されています。自治会町内会におかれましても、会合等の開催について延期や中止もご検討いただくとともに、より一層の感染拡大防止にご協力くださいますようお願いいたします。

なお、回覧等についても感染リスクを心配する声をいただいています。持病のある方、介護されている方など状況は様々ですので、ご不 安を感じている方へのご配慮をお願いいたします。

感染リスクが高まる「5つの場面」(内閣官房HP)(外部サイト)(外部サイト)

「密閉」「密集」「密接」しない! (出典:首相官邸HPより) (PDF:1,753KB)

「新しい生活様式 | の実践例(出典:厚生労働省HPより) (PDF:223KB)

横浜市新型コロナウイルス対策本部会議における市長コメント(令和3年1月7日)

本日、政府は、神奈川県を含む首都圏の1都3県を対象に、2度目となる緊急事態宣言を発出しました。これまで国や県、市民の皆様と力を合わせて感染症対策に力を注ぎ、また医療従事者の皆様には、年末年始も休みを返上して対応いただいた中、再びこのような事態となり、この未知のウイルスとの闘いの難しさを痛感しています。

現在、横浜市で入院されている方のうち、重症の方は 4%・28 人、中等症の方は 15%・89 人、 残りの 81%は軽症・無症状の方で 507 人です。市内で準備している重症・中等症用の病床 500 床 は、179 床が使用されており、稼働率は 35.8%となっています。

横浜市では、以前から市内の高度医療機関が連携して救急患者の受入れを行っており、しっかりとした医療提供体制が整っています。入院を要する感染者の方々は増えていますが、こうした連携と Y-CERT (ワイ・サート) の活動により、コロナ禍でも、陽性患者さんの治療と一般診療を両立させ、医療提供体制を維持できています。

本日の新規感染者数は156人です。低めに感じますが、直近1週間では1,173人と、大変高い水準が続いています。このような状況が続くと、最前線で力を尽くしてくださっている医療従事者の皆様の負担は、ますます重くなっていきます。何としても感染拡大を抑え込み、医療提供体制を維持していかなければなりません。また、大変厳しい状況にある事業者の皆様のために、一刻も早く緊急事態宣言の解除を実現する必要があります。

横浜市は、国や神奈川県の方針に基づき、市民利用施設の利用は、来週12日から、原則20時までとします。また、市主催のイベントは、人数上限5,000人かつ収容率50%以下とします。

学校の一斉臨時休校は行わず、感染予防を再徹底し、児童生徒・教職員の健康に十分に留意した 上で、教育活動を継続します。部活動や行事は、感染リスクを見極めて判断していきます。

年末年始で強化した Y-CERT (ワイ・サート) の体制は継続し、医師が常駐します。引き続き市内 医療機関や神奈川県と連携して、医療提供体制を維持していきます。また、市民の皆様の命を守る ワクチン接種を円滑に進めていくため、健康福祉局にワクチン対応チームを立ち上げました。今後、各局・統括本部から職員を配置し、体制をさらに強化していきます。

各本部員に指示します。これ以上の感染を必ず食い止めるという覚悟を持って、リーダーシップを一層発揮してください。市民、事業者の皆様や関係する団体・業界等の皆様に、緊急事態宣言の趣旨への十分なご理解・ご協力を得られるよう、あらゆる機会やツールを用いて、積極的な広報、呼び掛けを行ってください。

また、各職場や各区局が所管する施設においても、感染防止策を再徹底し、それぞれの状況に応じて、自宅勤務の促進、フレックスタイムやランチシフトの活用、会食の自粛に、率先して取り組んでください。

感染拡大を食い止めるには、一人ひとりが、気を緩めることなく感染症対策を徹底し、新たな感染者の発生を抑えることが何よりも重要です。

市民の皆様に改めてお願いいたします。人との接触機会を極力減らすため、生活に必要な場合を除く外出は控え、特に20時以降の不要不急の外出は自粛してください。飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、休憩室・喫煙所・更衣室に入ったときなど、感染リスクが高まる「5つの場面」を避け、在宅勤務や時差出勤にもご協力ください。室内の換気や3密の回避、手洗い・消毒、マスクの着用など、基本的な感染防止策を徹底してください。

事業者の皆様にもお願いいたします。飲食店等の20時までの時短営業や、イベントの開催制限など、国・県の方針で求められている事項にご協力ください。業種別ガイドラインを参考に、感染防止策の徹底をお願いいたします。「出勤者数の7割削減」を目指し、テレワークやローテーション勤務、時差出勤、昼食時間の分散化など、通勤・在勤時の密を防ぐ取組をお願いいたします。

横浜市は今後も、国や県、医療機関の皆様と連携して、市民の皆様の命と暮らしをお守りしてまいります。少しでも早く緊急事態宣言解除の日を迎え、日常を取り戻せるよう、ご一緒に力を合わせて、この状況を乗り越えてまいりましょう。どうぞよろしくお願いいたします。

林文子横浜市長からの緊急事態宣言の発出に伴う市民の皆様に向けたメッセージ(令和3年1月8日)

横浜市民の皆様

市長の林です。

昨日、国から、神奈川県を含む一都三県を対象に「緊急事態宣言」が発出されました。

これを受けて、横浜市は、市民利用施設の利用時間を、1月12日から、原則20時までとします。また、市主催のイベントは、国の示した基準に従い、開催の可否を判断していきます。

学校は、感染予防を再徹底し、一斉臨時休校は行わず、部活動や行事は、感染リスクを見極めて判断していきます。1月11日に予定している成人式は、感染防止対策を徹底して会場での式典を行い、その様子をオンラインでも配信します。

横浜市内の新型コロナウイルスの感染者数は、直近1週間 (1月1日~7日)で1,173名となっており、高い水準が続いています。入院患者さんのうち、重症の方は29名で全体の5%、中等症の方は83名で14%です。残りの81%が軽症・無症状の方で476名です。また、横浜市内の医療機関で準備している重症・中等症用の病床500床については、179床が利用されており、稼働率は35.8%となっています。

横浜市の医療機関は、相互にしっかりと連携・協力し、横浜市感染症・医療調整本部「Y-CERT (ワイ・サート)」の調整のもと、病床を確保しています。この連携によって、陽性 患者さんの治療と一般医療を両立させ、現在は医療提供体制を維持できています。

しかし、医療現場は極めて厳しい状況です。このまま感染の拡大が続くと、最前線で力を尽くしてくださっている医療従事者の皆様のご負担は、ますます重くなっていきます。医療提供体制を今後も維持していくためには、私たち一人ひとりが、気を緩めることなく感染症対策を徹底し、新たな感染者の発生を抑えることが何よりも重要です。

市民の皆様に改めてお願いいたします。

- ·生活に必要な場合を除く外出は控え、特に 20 時以降の不要不急の外出はお控えください。
- ・飲酒を伴う懇親会、大人数や長時間に及ぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、休憩室・喫煙所・更衣室に入った時など、感染リスクが高まる「5 つの場面」を避け、在宅勤務や時差出勤にもご協力ください。
- ·引き続き、「3密を避ける」「マスクの着用」「こまめな手洗い」「室内の換気」など基本的な 感染防止対策を徹底してください。
- ·成人式に参加する新成人の皆様には、感染防止対策にご協力いただき、式典前後の会食は自粛してください。

事業者の皆様にもお願いいたします。

・飲食店等の 20 時までの時短営業やイベントの開催制限など、国・県の実施方針で求められている事項にご協力ください。

また、業種別ガイドラインを参考に、感染防止策の徹底をお願いいたします。

・「出勤者数の 7 割削減」を目指して、テレワークやローテーション勤務、フレックスなど、 通勤・在勤時の密を防ぐ取組も更に進めてください。 横浜市は今後も、国や県、医療機関の皆様と連携して、市民の皆様の命と暮らしをお守りしてまいります。緊急事態宣言下では、医師が常駐するY-CERT (ワイ・サート)の特別体制を編成します。「くらし・経済対策」の補正予算をしっかりと執行し、ワクチンの接種開始に向けて立ち上げた対応チームも、更に強化していきます。

一刻も早く宣言解除の日を迎え、私たちの日常を取り戻せるよう、ご一緒に力を合わせて、 この困難を乗り越えてまいりましょう。 どうぞ、よろしくお願いいたします。



各自治会 • 町内会長 様

区連会1月定例会資料令和3年1月20日区連会事務局

栄区連合町内会事務局長

「自治会・町内会への加入促進グッズ(除菌スプレー・ウェットティッシュ)」の 配布について

寒冷の候 皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃から地域活動に対しまして、格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、自治会・町内会の加入促進活動の一助としていただきたく、除菌スプレー・ウェット ティッシュのセットを作成いたしました。

自治会・町内会への加入促進のため、新しく転入された方や未加入世帯の方等へのPRにご活用いただければ幸いです。

- ※ 1自治会あたり「30 セット」を上限とします。
- ※ 先着順で無くなり次第締め切らせていただきます。ご了承ください。



【ウェットティッシュ】 10 枚入り(約 76×140×10 mm)



【除菌アルコールスプレー】 10ml(約 16×127 mm)



1 申込方法

下記担当まで必要個数をお電話・FAX またはEメールにてご連絡ください。

- 2 申込期限 令和3年2月15日(月)
- 3 配布方法

ご依頼いただいた個数を 2月の自治会・町内会への配送に併せて、送付いたします。

担当:区連会事務局(栄区地域振興課) 石塚•武内

TEL: 894-8392 FAX: 894-3099

Eメール: sa-kurenkai@city.yokohama.jp